

令和2年第4回太子町議会臨時会（第487回町議会）会議録

令和2年7月9日  
午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第53号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第54号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 議案第55号 太子町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第53号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第54号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 議案第55号 太子町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

9番 首藤佳隆

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	三木孝秀	経済建設部長	森川勝
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	佐々木信人
産業経済課長	富岡泰造		

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

本日、首藤議員から欠席届が出ておりますので、まず御報告を申し上げます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本当にコロナ問題や九州を中心とした大雨のとても心配な状況でございます。お亡くなりにな

った方の御冥福をお祈りするとともに、全ての被災者の皆様に心からお見舞い申し上げたいと思っております。一刻も早い復興を願っております。

さて、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和2年第4回太子町議会臨時会（第487回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、まことに御同慶にたえません。本日招集されました臨時会に付議されます案件は、新型コロナウイルス感染症対策に関する議案3件であります。町政にとって重要な案件でありますので、議員各位におかれましては格別な御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和2年第4回太子町議会臨時会（第487回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

遠い山々の緑も雨に打たれ、ひときわ色を深めてまいりました。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対して厚くお礼を申し上げます。平素は太子町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、感謝申し上げます。

このたびの臨時会におきましては、国の2次補正予算に伴う地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症関連の予算案件2件、条例案件1件、合わせて3件の議事につきまして御審議をお願い申し上げるものであります。提出させていただきました各案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第4回太子町議会臨時会（第487回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤元之介） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、森田哲夫議員、吉田正之議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤澤元之介） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和2年7月6日、福井輝昭議員から一身上の都合による議員辞職の申し出があり、同日付で辞職を許可しましたから、会議規則第99条第2項の規定により御報告します。

次に、令和2年第3回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書につきましては、議決後直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案3件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和元年度5月分及び令和2年度5月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第4 議案第53号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（藤澤元之介） 日程第4、議案第53号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第53号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容としては、この6月12日に成立した国の第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2兆円増額され、さらなる感染症対策や経済対策のほか、国が推奨する新しい生活様式への対応のため、さきの補正予算（第1号）及び（第2号）に続き事業費の追加等を行うものでございます。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ4億1,645万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を175億8,702万1,000円とするものであります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第53号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容としては、この6月12日に成立した国の第2次補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2兆円増額され、さらなる感染症対策や経済対策

のほか、国が推奨する新しい生活様式への対応のため、さきの補正予算（第1号）及び（第2号）に続き事業費の追加等を行うものでございます。

なお、本説明において当該交付金の呼称は臨時交付金と省略させていただきます。

それでは、歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7電子計算機費は、財源更正であります。外部接続可能な端末機2台を購入するに当たり、オンラインによる町主体の会議や研修会、研修等が実施できる仕様とすることに対して臨時交付金を充当するものでございます。

目10公害対策費、節18備品購入費31万円につきましては、在宅勤務や外出自粛等により昼夜ともに在宅者が増え、生活騒音によるトラブルの増加や事件発生が報じられている現状に鑑み、騒音計等を購入、更新するものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費263万8,000円につきましては、国の第2次補正予算で措置されたひとり親世帯臨時特別給付金の支給申請に係る事務経費であります。この給付金の給付事務は県が行うため、対象世帯を500世帯と見込み、申請書の郵送等に係る事務経費を計上するものでございます。予算としましては、節1報酬に65万3,000円、節3職員手当等に128万円、節11需用費、消耗品費に60万円、印刷製本費に1万3,000円、節12役務費に8万2,000円、節13委託料に1万円を計上しております。

目2保育所費、節11需用費、消耗品費50万円につきましては、国庫補助金を活用し、斑鳩保育所において感染症予防に係る保健衛生用品等を購入するものでございます。

目3保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金200万円につきましては、同じく国庫補助金を活用し、町内の私立認可保育園及びこども園6園へ感染症予防に係る保健衛生用品等の購入費を補助するものでございます。

目7児童館運営費50万円及び目9放課後児童健全育成事業費550万円につきましても、国庫補助金を活用し、子育て学習センター及び町内学童保育園11クラス分の感染症予防に係る保健衛生用品等を購入するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節28繰出金2,871万円の追加につきましては、生活支援及び事業支援のため、さきの補正予算（第2号）で予算化した水道基本料金4カ月分の減免期間を2カ月延長することに伴う影響額について、臨時交付金を活用して補助するものでございます。

目2予防費につきましては、感染症予防等で不安を抱える妊婦が安心して出産、育児できるよう、令和2年4月28日以降の出産もしくは妊娠について、令和2年8月31日までに届け出を提出した妊産婦1人につき5万円の支援金を給付する事業費を計上するものでございます。予算としましては、節11需用費に10万円、節12役務費、通信運搬費に6万3,000円、手数料に4万2,000円、節19負担金・補助及び交付金には対象者を250人と見込み、給付費1,250万円を計上しております。節18備品購入費2万1,000円につきましては、感染症対策の基本となる手洗いについて各種教室等で指導できるよう、洗い残しが視覚的にわかる手洗いチェッカーを1台購入するものでございます。

目3母子衛生費は、財源更正であります。国庫補助金を活用し、母子衛生に係る衛生用品等を購入するものでございます。

項2清掃費、目1清掃総務費、資源ごみ集団回収運動奨励金の追加につきましては、感染症の拡大により資源ごみ集団回収の実施が困難となっていることから、この活動の維持、活性化を図

るため、資源ごみ1キロ当たりの奨励金単価を3円から5円に増額することとし、差額分の127万5,000円を計上しております。

款7 商工費、項1 商工費、目1 商工振興費につきましては、事業者への支援として家賃支援事業及び経営継続支援給付事業を、また生活支援も含めた支援としてあすかふるさと応援商品券の交付に係る経費を計上しております。

14ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金のうち、経営継続支援家賃給付金6,000万円につきましては、感染症の影響で売り上げが大幅に減少したことにより給付率3分の2の国の家賃支援給付金を受給した町内事業者を対象に、町が独自に残りの3分の1を給付するものでございます。該当事業者は200事業者を見込んでおります。あすかふるさと応援商品券交付金1億4,000万円につきましては、外出自粛等の影響を受けた地域経済を回復させるため、生活支援として1万円の商品券を町内全世帯へ簡易書留により配布するものでございます。なお、1万円のうち5,000円分を小規模店舗での使用に限定することで、中小企業者等の支援につなげたいと考えております。なお、残り5,000円分は共通券として大規模店舗でも使用できるようにしております。この事業に係る事業費として、12ページの節11需用費、消耗品費に3万円、印刷製本費に339万4,000円、節12役員費に569万2,000円、節13委託料に46万2,000円、14ページの節14使用料及び賃借料に22万円を計上しております。経営継続支援持続化給付金2,000万円につきましては、国の持続化給付金の対象とならない事業者への支援策として、1カ月の売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少した町内事業者を対象に、町が独自に経営継続支援のための給付金10万円を支給するものでございます。該当事業者は200事業者を見込んでおります。

目8 基金費、節25積立金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立金につきましては、国からの通知により基金積み立てに係る経費が臨時交付金の対象となるよう変更されたため、さきの補正予算（第1号）で既に議決いただいております債務負担行為設定額である8,160万円を、新たに創設する太子町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金に積み立てるものでございます。なお、この基金設置に係る条例案は今回の臨時会に上程させていただいております。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、節19負担金・補助及び交付金、西はりま消防組合負担金55万5,000円の追加につきましては、感染症患者を救急搬送する際の隊員等の感染防止と消毒作業の軽減を図るため、救急搬送車にオゾン除染装置を設置する取り組みについて、太子消防署の配備車両2台の経費に係る組合負担金を増額するものでございます。

目4 災害対策費、節11需用費、消耗品費756万2,000円につきましては、感染症流行の第2波に備え、クラスターの発生状況等に応じて町内各施設へ資材を配布できるよう、防護服、立体マスク等の保健衛生用品に加え、避難所での熱中症対策としてネッククーラータオルを購入するものでございます。節18備品購入費118万1,000円につきましては、避難所では換気対策が必須であることから、指定避難所である小学校、中学校、幼稚園にサーキュレーターを合計36台配備するものでございます。

款10 教育費、項1 教育総務費、目3 教育振興費、節1 報酬412万8,000円及び節3 職員手当等57万円につきましては、学校再開に伴い感染症対策に係る業務量の増加に対応するため、小学校4校及び中学校2校にスクールサポートスタッフを1名ずつ配置するものでございます。節8 報償費390万6,000円の追加につきましては、小・中学校の再開に伴い、充実した学習支援を行えるよう、配置している学習指導員について令和2年度末まで延長して配置するものでございます。

16ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費、消耗品費1,225万円及び節18備品購入費175万円につきましては、感染症防止や熱中症予防、学習支援対策など、今後学校を運営していく上で必要となる用品等を購入するものでございます。節15工事請負費75万1,000円の追加につきましては、感染症予防の一環として4小学校内の手洗い場の蛇口ハンドル313カ所をレバー式に交換する費用でございます。

目2教育振興費、節12役務費、通信運搬費141万6,000円の追加につきましては、G I G Aスクール構想の実現に向けて全ての児童において遠隔学習が実施できるよう、W i - F i環境が整っていない家庭へ貸し出すルーターの通信費用について、さきの6月町議会定例会にて予算計上した学習用端末が年内に配備できる見込みであることから、1月からの通信費用3カ月分を計上するものでございます。手数料7万4,000円につきましては、遠隔学習用アプリケーションの初期設定費用でございます。節14使用料及び賃借料95万1,000円につきましては、感染症流行の第2波に備え、臨時休校等の緊急時でも学びの環境を確保するため、中学校でも導入済みの家庭学習支援ソフトを導入するものでございます。節18備品購入費381万4,000円につきましては、先ほど説明した遠隔学習用に家庭へ貸し出すルーター236台及び遠隔学習用のカメラを各校へ1台ずつ配備するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費、消耗品費700万円及び節18備品購入費100万円につきましては、小学校費と同様に感染症防止や熱中症予防、学習支援対策などの用品等を購入するものでございます。節15工事請負費19万8,000円の追加につきましては、感染症予防の一環として2中学校内の手洗い場の蛇口ハンドル48カ所をレバー式に交換する費用でございます。

目2教育振興費、節12役務費、通信運搬費58万2,000円の追加につきましては、小学校費と同様に家庭に貸し出すルーターの通信費用3カ月分を計上するものでございます。手数料3万7,000円につきましては、遠隔学習用アプリケーションの初期設定費用でございます。節18備品購入費159万2,000円につきましては、遠隔学習用に家庭へ貸し出すルーター97台及び遠隔学習用のカメラを各校へ1台ずつ配備するものでございます。

18ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費53万円の追加につきましては、小・中学校と同様に4幼稚園内の手洗い場の蛇口ハンドル207カ所をレバー式に交換する費用でございます。

項5社会教育費、目2公民館費、節11需用費、消耗品費1万8,000円につきましては、町内4公民館の手洗い場の蛇口ハンドル10カ所をレバー式に交換するための部品を購入するものでございます。

目7会館管理費、節19負担金・補助及び交付金、芸術文化公演再開緊急支援事業補助金34万円につきましては、屋内施設で開催するイベントの収容人数について、県の指針では定員の半分以下と示されていることから、芸術文化公演について施設使用料の2分の1相当額を兵庫県芸術文化協会と町が2分の1ずつ補助することで公演主催者の施設使用料支出を軽減し、芸術文化活動を支援するものでございます。

目8歴史資料館費、節18備品購入費20万2,000円につきましては、感染症予防と拡大防止のため、空気清浄機4台を購入するものでございます。

項6保健体育費、目2体育館費、節15工事請負費15万8,000円につきましては、フィットネスルーム内の換気を円滑に行えるよう、網戸を設置するものでございます。また、節18備品購入費33万6,000円につきましては、フィットネスルーム利用者が利用後に自動的に機器を消毒できるよう、消毒液等の保管棚を購入するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、臨時交付金の追加でございます。家賃支援を含む事業者支援に加え、冒頭でも説明した新しい生活様式にも対応できるよう、人口割等により国が算出した交付上限額3億3,464万2,000円を歳出の各費用に充当しております。

なお、臨時交付金の交付上限額を超過する事業費につきましては、財政調整基金の取り崩し等により対応する予定でございます。

また、臨時交付金の充当事業及び充当額につきましては、参考資料の最後のページに配付しておりますので御確認いただきたいと思っております。

目2民生費国庫補助金、目6教育費国庫補助金及び款16県支出金、項2県補助金の追加につきましては、歳出の各項目で申し上げました事業費に対する補助金の追加でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目4教育費寄附金150万円につきましては、町内の小・中学校における家庭学習支援のための通信機器整備事業に活用できるよう、姫路市の株式会社ベストスタッフより現金寄附の申し入れがあり、通信機器整備に係る歳出予算へ全額を充当しております。

8ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金4,112万3,000円の追加につきましては、今回の補正予算における財源調整でございます。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節7教育費雑入17万円につきましては、歳出の18ページで申し上げた芸術文化公演再開緊急支援事業補助金の2分の1が兵庫県芸術文化協会から交付されるものでございます。

以上で議案第53号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

あらかじめ申し伝えておきます。

会議規則第54条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっておりますので、御注意をお願いします。

それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 歳入で2点ほど確認させてください。

まず1点目、先ほどの14ページ、18備品購入費、先ほどの説明で感染予防に対応した防災体制構築事業として避難指定場所である小学校、中学校、幼稚園に大型扇風機を36台配備するという説明がございました。これに対しまして、各学校園ごとの配備数と運用方法、またマニュアル等の策定はされているのか、その辺をお伺いします。

2点目、16ページから18ページに係る15番工事請負費、手洗い場蛇口交換工事費としまして小学校に75万1,000円、中学校に19万8,000円、幼稚園に53万円として上がっています。先ほど個数を言われましたが、今回レバー式の蛇口にかえるということで、交換場所はどこなのか、そして交換した場所は全体の何%に当たるのか、その辺のところを御回答をお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私から、備品購入の中でのサーキュレーターを購入について御回答させていただきます。

まず、中学校には各中学校6台を、小学校につきましては各小学校4台、幼稚園につきましては各園に2台という形で導入を検討しております。

また、運用につきましてですが、実際に直接風を当てるようなことではなく、2方向の窓を開放した状態で外へ空気を逃すような運用を考えております。個々の利用方法につきましては、各学校でまた協議をしていただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 学校園関係の水洗の件でございますが、今回のこの水洗蛇口の工事でその交換する場所につきましては、通常生徒、子供、児童、園児が使用します手洗い場とトイレの交換をしようというところでございますが、特別教室内の例えば理科室でありますとか家庭科教室でありますとかその分までは含んでおりません。通常よく手洗いをする手洗い場、水洗トイレ等の交換をしようというところで計上させていただいているところでございます。

また、屋外運動場に設置しております手洗い場については、今回は交換の対象外というふうに考えております。

全体のパーセンテージということなのですが、屋外の手洗い場については今回何カ所ということを実は学校には指示しておりませんので、屋内に限って今回何カ所あるかということで問うておりますのでパーセンテージについては手元には数字はございませんが、屋内での手洗い場等につきましては特別教室を除きまして全て交換する、ただ幼稚園につきましては保育室のすぐ出た外に主に手洗い場がございます、保育室の中にもありますのでけれども主に使っておりますのが保育室の外の手洗い場でございますので、いわゆる廊下に設置しております手洗い場でございます。そこについては交換するという事になっております。

そういう点でいいますと、屋内関係の箇所数ではほぼ全ての蛇口について交換するという方針を立てているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 1点目のこの大型扇風機、これ大体購入予定、時期というのはいつごろですか。今月の19日に選挙があって、この幼稚園のところが投票場所になりますね、だからそれに間に合うのか、多分間に合わないと思うのですが、この熱中症対策のために買われるということであればその辺のところはこれからどのようにされるのかをお伺いするとともに、もう一点、手洗い場所で今回の残りの部分、これについては交換時期はいつになるのか、その辺は計画を立ててされると思うのですが、その辺のところをよろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、大型扇風機の購入時期等についてでございますけれども、今回補正予算を議決いただきましたその後、業者に対して発注をするという形になりますけれども、ただ今、世間でもこういう機器というものがかなり在庫等が少なくなっている状況にありますので、業者との調整によっていつ入るかというのはまだ確定していない状況でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 残る屋内の水洗蛇口につきましては、特別教室でございますので、その特別教室に何らかの手を加えるというときには交換ということを計画させていただこうと思っておりますが、今明確な計画があるわけではございません。

ただ、今回、太子東中学校については大規模改造ということで特別教室につきましても手を加



えております。そういう工事には当然このたびの蛇口の交換というのは計画に入れさせていただいておるといところで、他の工事と合わせまして実施したいというふうに考えております。

また、屋外の蛇口につきましては、現在のところ交換しようという計画は持っておらないところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 数点、お聞きさせていただきます。

まず、10ページですけれども、款2総務費、項1総務管理費、目10公害対策費、節18備品購入費、騒音計の購入ですが、先ほどの部長の説明では在宅者が増えること等によりというようなことの説明も入っていましたが、この騒音計というのは庁舎にあるものことかなというふうには思うのですが、在宅者が増えることによって騒音のそういった影響というのはどういう意味で説明されているのかなというのを少し説明いただきたいと思います。

それから、12ページ、節19負担金・補助及び交付金ですけれども、妊産婦の支援給付金についてですけれどもお金で支援するということですが、このコロナの影響を受けて状況、妊産婦の状況はどのように把握しておるのかということと、このお金での支援しか現状は考えていないのか説明をいただきたいと思います。

それから、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金、資源ごみ集回回収運動奨励金の追加ということで、金額を上げるということで進めていきたいということの説明ではございましたが、感染拡大があったりそういう場면을縮小しなさいと言いつつ今後活性化をするというふうな方向で説明をされていますけれども、実際にコロナの状況が進む中で、また今後感染者が出るような中で言っていることが矛盾しているように思うのですが、どのように拡大を進めていくような策を考えておるのか。実際、現場ではそういう密になる場面というのはまだ現状避けていきたいという考えであるのではないかなというふうには思うのですが、どういう意味でそのような対応なのか。

そして、14ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節19負担金・補助及び交付金、このあたり経営者に対する支援の体制ですけれども、大体200者ぐらいを見ているということではありますが、この状況でよしと考えておるのか、またあるいは新型コロナウイルス感染症対策利子補給金積立金について住民の方々からの声をどのように把握しておるのか。

それから、16ページ、節18備品購入費の款10教育費、項2小学校費と項3中学校費ですけれども、遠隔学習貸出用ルーターの台数に差が大きくあるわけですけれども、実際どのような形でこの数が出ておるのか、またこの遠隔学習用カメラも貸す出す形になるのか、そのあたりの使用の仕方についての説明をいただきたいと思います。

それから最後に、18ページ、款10教育費、項5社会教育費、目7会館管理費、節19負担金・補助及び交付金、芸術文化公演再開緊急支援事業補助金とありますが、具体的にこの状況での支援事業、何か具体的な支援事業があるのかなのか、現状での見解の説明を求めます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まず、1点目でございます、騒音計の購入費の件でございます。

新型コロナウイルスの関係で学校等の休業、あるいは外出の自粛、在宅勤務、そういった関係でそういったようなことが浸透してきて在宅、家におられる時間が長時間というふうになる中で、いわゆる生活騒音によるトラブルというものが増加しているというふうな傾向がございます。本町におきまして、この5月、6月におきましては前年よりもそういったお問い合わせが

多かったというふうに考えております。

これまでそういった騒音のトラブルにつきましては現場等を確認していくのですが、今現在当町が持っております騒音計は結構古いものでございまして、平成4年に製造されたものでございます。5年ごとに検査を受けますので騒音計自体はまだまだ使えるものではございますけれども、何分もう古いものでございますので部品の製造がございません、もし壊れたときに修理等の部品がないということでございますので、この際、そういった騒音に係る苦情等があった場合に新しい騒音計を購入させていただいてそういった騒音に対する対処を考えていきたいということで、このたび予算計上をさせていただいているというところでございます。

次に、12ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の中の節19負担金・補助及び交付金、妊産婦の支給の給付金でございまして。

こちらにつきましては、妊産婦の皆様につきましては最初の補正の中におきましても、あるいは一般質問の中でもいろいろと質問をお受けいたしまして、国でもいわゆる布マスクの配布等も妊産婦に対して行っておるところでございました。その後、布マスクに若干ごみとか汚れがあるということで国の配布を中止したときには町の持っている布マスク、サージカルマスクを別途配布させていただいたというような経緯もございまして。

このたび、そういった形で妊産婦の方はなかなか、例えば何かの病気にかかったときに薬を飲むのも慎重にならざるを得ないというようなことが現実としてございます。あるいは、密を避けるために病院等に行かれる際においてもいろいろと交通機関の混雑を避けるとかというような形も必要かなというところがございます。

そういった面におきまして、このたびは妊産婦に対してそういったところを安心して出産、育児ができるようなそういう不安解消の一助となるように、あるいはそういった費用に充てていただくようにということで妊産婦の方に対して1人当たり5万円の給付金を配布させていただきたいという形で予算計上をさせていただいております。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金、資源ごみの集団回収の運動奨励金の追加でございまして。

こちらにつきましては、議員おっしゃるようにはまず資源ごみの回収につきましてはごみの減量化、あるいは資源の有効活用という形でより活性化させていただくということで、環境問題に対しても住民の皆さんの意識の向上を図ることにこれまでも寄与していただいたというふうに考えております。自治会や子供会、PTA等で廃品回収というような形で取り組みをいただいております。

このたびいわゆる古紙の輸入規制、あるいは新型コロナウイルスの感染拡大の状況で買い取りの市況が変化しておりますして買い取りの金額が大きく下がっております。そこで、そういった運動自体に対しての補助という形でこれまでの単価をアップさせていただいて、そういったごみの減量化、あるいは資源の有効活用等に、もちろんおっしゃるように密を避けながらの行動ということになりますので現実にはこの4月、5月にはそういった資源回収自体の団体等も減少しておりますけれども、金銭的な面におきましてもそういった単価のアップによって、またそういう環境問題に対する意識の向上を図れるようなことを目指しまして、このたびの単価のアップという形でお願いをしているところでございます。

私からは以上でございまして。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私からは、14ページの商工に係ります給付金等について御説明をさせていただきたいと思っております。

お尋ねの事業者数200者というようなことも含めまして、まず1点目の一番上の款7 商工費、項1 商工費、目1 商工振興費、節19負担金・補助及び交付金の経営継続支援家賃給付金、これにつきましては国が家賃の支援を行います。国が3分の2の補助を行います、残りの3分の1を30万円を限度に町が補助しようというものでございます。

2点目のあすかふるさと応援商品券の交付金ですけれども、当町では全世帯に対して1万円の商品券を交付しようと考えております。冒頭、総務部長からの詳細説明でも御説明しましたが共通券として5,000円、それから小規模店での特典券として5,000円、これによりまして当然生活支援も含めた形で事業者の支援を行いたいと考えております。

3点目の経営継続支援事業の持続化給付金、これについては国の持続化給付金は50%以上です、それに該当しない20%から50%未満の事業者の方について支援10万円を一律、上限ですがそこまで支援しようというものでございます。

これで全ての事業者の経営が成り立つのか、これからの存続が成り立つのか、そう言われますと、これは今国の支援策、県の支援策、それと今回補正1号の利子補給とかいろいろ施策をとっております。この3号補正の支援も含めて、今町がとり得る優先順位は当然ございますが、それらはある程度施策として反映できたものと考えております。全てができるわけではございません、交付金の上限額等もございますので、それを踏まえながら全体として商工でもある程度のこととはできたかなと考えております。

最後に、基金の積立金でございますが、これは2号まで、前回までは基金は交付金の対象外でありました。各市町からの要望等に応じて国が変更をしたものでございます。町としましても、第1号補正だったと思いますが5月臨時会で1号補正で利子補給の債務負担行為を上げさせていただきました、当然そのときには町の貯金であります財政調整基金を取り崩して令和5年度、6年度、7年度で8,160万円をしよう、ただこれにつきましては当然厳しい状況であるということが前提で何とか工面してやろうということで上げさせていただいて御議決をいただいたところです。

当然、これにつきまして今回基金を交付金の対象と変更するという通知を受けまして、当町でもどうしようかということで悩みました。ただ、今回交付金の対象とすることで財政調整基金が柔軟に対応できるようになります。今後の第2波、第3波にも町の貯金である財政調整基金を使えるような形になります。これを踏まえて、今回補正予算の積立金の追加、それから基金条例の制定、こちらを上程させていただいたものでございます。

私からは以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 教育費の小・中学校の備品購入、いわゆるモバイルルーターの購入の数の件でございます。

御指摘いただきましたとおり、小学校では236台、中学校では97台ということでこのたび計上させていただいております。この数につきましては、各学校から家庭にアンケートをとらせていただいております、学習環境を備えておるかどうか、遠隔授業に耐えられる家庭でのWi-Fi環境があるかどうかというアンケートをとらせていただいております、そのアンケート結果に基づいてこの数を計上させていただいたところでございます。きっちりというもうそのままの数ということではなく、当然若干の余裕は見ておりますということで、小学校、中学校で計上させていただいております。

それから、カメラの使用の方法でございますが、学校と家庭のオンライン授業でもって使用するということになりますとそれぞれの教室分でカメラが必要であるということになるのですけれ

ども、オンライン授業につきましてはいわゆる端末についておるカメラでもって使用すると、双方やりとりするということになるというのが中心になるのですけれども、ここで購入しようとしておりますカメラにつきましては映像とか画像でもってあらかじめ撮っておくと、教材に関するものを撮っておくということで、各学校に1台購入しようというようなものでございます。

それから最後に、芸術文化公演の再開緊急支援の補助金でございます。

この補助金につきましては、文化会館の大ホールの利用者、大ホールの使用料につきましてその利用者が使用料をお支払いになるわけなのですけれども、その4分の1部分をこの歳入で計上しております、雑入で計上しております17万円、文化芸術財団です、そちらからの4分の1の助成と町が4分の1、町が17万円を助成しようということで、公演の主催者の文化会館の使用料を助成する、そのことによって文化芸術の活動の再開を支援すると、そういう事業でございます。いわゆる文化会館の使用料を助成すると、そういう内容の助成金でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 12ページのごみの集団回収の話もそうですし、芸術文化公演の再開を進めるという話もそうですけれども、コロナの現状がどのようにあるのかということの町としての考え方がどうあるのかなということ、再開についての進め方をどう取り組むのかという考え方であったりそのレベルというのは変わってくるんだろうなと思うのですけれども、今回のこの組み方からそのあたりの考え方は町としてはどういうふうに考えているのでしょうか。現在のコロナ感染症における影響と、それからさまざまな影響を受けたことによるさまざまな活動の再開に向けた取り組み、それを合わせた解釈のあり方について説明をいただけませんか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 確かにこの4月以降、ごみ回収、各種団体についてはほぼほぼ、そもそも自粛要請等がございましたので活動自体は減ってきておるところでございます。それぞれの団体において、そういった事業につきましてはそれぞれの判断において3密等を避けながら工夫をしていただいてそういった資源回収等の再開は判断していただくものであるというふうに考えております。

その資源回収につきまして、買い取り価格が市況等の影響でいろいろと下がっておりますので、せっかくそういう回収事業をしていただくものについては町としても単価をアップすることによって補助をさせていただいて、そういった環境問題に対して循環的な社会を目指すという団体に対しての奨励金という形でお願いしていきたいというふうに思っております。

何も単価が上がったから町でどンドンやってくださいというようなものでもございません、ただそういった形で工夫をしていただきながら密を避けていただきながら団体でそういった奨励金等も活用して団体の運営に少しでも役立つというようなことになるようでしたら、それはそれでよろしいかなというふうに町としては考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 文化芸術に対する町の支援というところでございますが、文化会館につきましてはこのコロナ禍の関係で閉館状態になっておったわけでございます。この県の収容人数は2分の1程度に抑えた状態で文化芸術活動を再開するというような方針が出ておりますので、町につきましても開館と同時にそういう方針を守りつつ、何とか皆さんが文化会館、主にといいましょうかこのたびの補助対象になるのは大ホールになるのですけれども、大ホールでの文化芸術活動について何とか支援していこうということでいろいろ補助メニューを調べておったところ、こういう文化芸術の助成があるということで、また近隣の状況もいろいろ調べましたとこ

ろ、同様に周りの文化会館もやろうじゃないかというようなことで機運が盛り上がっております。

そういうようなことも踏まえまして、町の4分の1の使用料の助成をしていこうと、民間の文化の機運を何とかもどおりというところまでは行かないにしても支援していこうと、そういう姿勢でもってこのたび期間については12月までという限定的なものになるのですけれども限定的に支援をしていこうということでこのたび計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ということは、今回の一般会計での補正予算というのはコロナにおける受けた影響に対してフォローしていくというような全体的な予算の構成であると、ただ現状コロナの影響を受けることで国も都道府県も対応、対策については日々変化していっているのが現状でございます。

この一般会計補正予算に反対するものではございませんが、引き続きこの対応に対しての動きというのが必要ではあるかと思うのですが、この予算についてはわかりましたけれども、今後新たに必要とされることに対して町の備えとしての考え方はどのような意識を持って取り組んでおられるのか、最後に説明をいただけますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） コロナ禍の関係でございまして、一般会計では3回目の補正予算ということでございますけれども、国、県との歩調を合わせつつ、このたびのそれぞれの商工におきましてそういうような融資額がアップしたときはどうするかというようなこともございますので、それは臨機応変にスピードを持ってそれらの状況状況、東京では非常に今感染者がまた増えてくるというところでございます、幸いにも西播磨では感染者は出ておりませんが、それに第2波、第3波、そのあたりのPCR検査等々、今後どのようにまた進めていくのかというのもきちっと見きわめながら、そういうような動向も注視しながら一緒に歩調を合わせながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、歳出の10ページですけれども、先ほど騒音計の購入費については説明がありました。この説明の中で騒音計等購入費と書いてありますので、これは騒音計だけの購入ではなくてほかのものも含まれているのかについてお聞きします。

それと、同じ10ページのところ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費で6園の認定こども園等に対して200万円それぞれ補助金がされるのですけれども、それぞれの対象の園名と補助額です、割り切れませんのでそこについて説明をお願いいたします。

それと、斑鳩保育所のところでは蛇口の交換という分は出ていないのですけれども、今回幼稚園と小学校と中学校ということですが、この斑鳩保育所にはその金額がこの50万円の中には入っていないものと思っておりますけれども、もう既に交換をされているのか、これからするのか、そういうことについての説明をお願いいたします。

それと、12ページの子防費のところ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節18の備品購入で手洗いチェッカーを購入されております。健康教育事業としてされるということですが、どういふふうなそういう事業を今後考えられているのか。小さい子供から手洗いを習慣づけていくためにも、なかなかふだん洗っているようで洗えていないというのをテレビでも見ますので、そういう健康教育事業についてどういふふうなものを今後考えるのか、対象者についても

お願いしたいと思います。

それと、14ページの款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節19負担金・補助及び交付金のところで説明がありましたけれども、あすかふるさと応援商品券の交付ということで1万4,000世帯、全世帯ということで各1万円を郵送するというふうに説明がありました。今回、共通券が5,000円と、それから小規模店専用のものが5,000円ということですが、この商品券の金種はどのように考えておられるのでしょうか。今までもプレミアム商品券とかもありましたけれども、500円券も今までのことから考えると必要ではなかったかなということもあって、そういうところまで配慮はしていただいているのかどうかについてお聞きします。

それと、16ページの小学校、中学校と学習支援用品とか学習支援備品ということで学校再開支援事業でフェースシールドとか体温計、ネッククーラータオル等を購入するものだという説明がありました。これについてできるだけ、その他ということもあるので何を幾つ買われるのかということについてお聞きいたしたいと思います。

それと最後、18ページの款10教育費、項6保健体育費、目2体育館費、節15工事請負費のところ、網戸の設置工事をされるということですが、今回フィットネスルーム内に網戸を設置する、窓側です、これこのたび大改装がありましたので、なぜそのときに網戸をつけることは考えなかったのかということについて説明をお願いしたいと思います。

それと、全体を通してですけれども、住民また中小企業、個人事業等さまざま生活、また経済にかかわる項目が今回、第2次補正の中で出てきております。これを周知するために、知らなくて申請できなかったということがあってはならないと思いますので、これの周知をいかに早くスピーディーにみんなに知らせて、そういう補助金等で今の苦境から脱していただくようなそういうふうな周知をしていかなければならないと思いますので、それについての考え方をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まず、私からは10ページ、先ほどの騒音計でございます。

普通騒音計でございますけれども、こちらは検定付きの騒音計の場合は音響校正器というものがセットで必要ということでございますので、普通騒音計と音響校正器をそれぞれ1台ずつという形になりまして31万円の予算を計上させていただいているところでございます。

次に、保育所費でございます。

保育所費50万円、こちらは衛生用品等の需用費、消耗品を県の補助金を用いて考えております。先ほどの水道の蛇口の件でございますけれども、保育所につきましては、学校では数が多いでございますけれども保育所のほうを今数えておりますとそれほど多くないので、蛇口だけを消耗品で買わせていただいて取りかえは職員で、これは児童館等も同じなのですけれども、職員でできる数の少ないところについては消耗品扱いでこれらの補助金を活用してやらせていただくというふうに今のところ考えております。

それと、保育対策総合支援事業費の補助金でございます。

こちらの補助金を各1園ごとに50万円を限度にということで国から補助を受けておりますが、こちらの50万円につきましては令和元年度及び令和2年度、今年度2年度にわたって50万円を限度というような補助金のルールがこのたび示されましたので、元年度に交付された金額と今年度、今回補正予算を計上させていただいた分と合わせて最大50万円ということになりますので、安養保育園はこのたび30万円、石海保育園は45万円、二葉保育園が20万円、二葉にじいろこども園が20万円、はおとの森こども園が45万円、カレナ認定こども園が40万円ということで、それぞれ令和元年度に補助した金額と今年度と合わせて50万円という形になりますので、若干園によ

て元年度、2年度と違うという形で合計で200万円という形の計上をさせていただいておるところでございます。

あと、手洗いチェッカーでございますけれども、こちらのほう新型コロナウイルスの感染予防につきましても手洗いがまず第一番という形で皆さんにも、町民の方にも周知が、皆さん気をつけていただいていると思うのです。

この手洗いチェッカーによりまして手洗いの洗い残しというのが目でわかって、自分の手洗いの方法を確認するというようなことの機械でございます。そちらを活用させていただいて、こちらにはさわやか健康課に備えつけさせていただこうというふうに考えています。これまでも保健所にチェッカーございましたので、そういった形でするときは保健所からお借りしてそういう出前講座等に出かけていった場合にそういった手洗いのそれぞれの方についてチェックしていきましようというような啓発を行っておったのですけれども、町でも1つ備えつけをしておこうというような形で新たに健康教育、そういう出前講座等に合わせて皆さんに手洗いの重要性を再認識させていただこうという形をもちまして、このたび予算計上をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 商品券の交付の件でございます。

今現在考えておりますのは、1,000円券を10枚の1万円相当分をとということで考えております。プレミアム商品券のときのこういったものをごらんいただいたことがあると思いますが、これにつきましてもある程度の分厚さが必要になります。当然、偽造防止もする必要がございますので、それらを踏まえましてそれを20枚、500円券刷るもの、分厚さ等検討はしましたけれども、最終的には1,000円を10枚でさせていただこうと思っております。簡易書留で送ることとなります、全世帯に対して、当然それらの郵送料等も変わってこようと思っておりますので、今は1,000円でお願いしたいと思っております。

PR方法なのですが、当然まず商品券につきましては広報、この8月号、7月27日だったと思いますが、そちらで小規模事業者の皆さんの希望、使えるところをそれをまず募集しないといけません。当然、商工会にも会報等をお願いすることにはなりますが、それらを踏まえましてまず事業者さんにPR、そこから10月1日からの使用としていきますので広報も踏まえまして直接各世帯に使える事業者、大型店共通と小型店舗専用券のそちらを同封して送ることになります、一覧表を。

そういったことで商品券はPRしたいと思えますし、その他の家賃の支援とか20%から50%の持続化給付金の該当にならなかった方についても商工会も含めてお願いしたいと思えますし、広報等でも広報していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 教育費の学習支援の関係の消耗品、備品でございます。

この経費につきましては、補助金を活用してこの歳出で計上させていただいているところではございます。学校の規模によって金額が違うのですが、具体的に言いますと龍田小学校が200万円、それ以外の小学校、中学校については400万円という補助の上限がございます。その使う用途なのですが、感染症予防対策でありますとか再開に関する学習保障に必要な取り組みについて校長にある程度の裁量が任されておるとい、そういう補助金でございます。

ただ、何でもかんでも買うということではなく、教育委員会も共通的に購入するというものに

については当然一括で購入したほうが経費も安く済みますので、紹介させていただきましたフェースガードでありますとかネッククーラタオルにつきましては共同で購入しようということで手続を進めたいと思っているところでございます。

具体的にその数が今のところ決まっておるというものにつきましては、非接触型の体温計につきましては小・中学校合わせまして123個、それからフェースガードにつきましては245個、それからアイスネックタオルにつきましては予備分も含めまして8,000本、それから給食の配膳員向けの冷却マスクにつきましては20人に対してそれぞれ1セット、1セットは3つ入りですけどもそれぞれ1セット、それから先ほど小学校、中学校児童に購入いたしますアイスネックにつきましてもそれぞれ10人の方に配布すると、それが今のところ具体的に決まっているものでございます。

それ以外でも、各学校、学校で先ほども言いましたように校長にある程度の裁量が任されておる補助金でございますので柔軟に対応するというところで、教育委員会にこれはどうでしょうというそういう相談がございますので、内容に沿って判断をさせていただきたいというふうにおるところでございます。

それで、消耗品と備品についてなのですけれども、具体的に備品、こういう備品を買うという今のところ決まったものは特にはないのですけれども、これも先ほど言いましたように校長に柔軟に対応していただくということで、学校再開、感染症予防ということでこういう備品を買いたいということで相談を教育委員会にさせていただいて、それでオーケーという形でもっての購入をしていこうというふうにおるところでございます。

それから、体育館のフィットネスルームの網戸の件でございます。

フィットネスルームにつきましては、このたび大規模改造で全面的に器具の入れかえでありますとか部屋の改装をさせていただいたわけですけれども、大規模改造の段階ではいわゆる空調を整備するというところに重点を置いておったわけでございます。このコロナ禍の関係で換気というのが必要になると、特にフィットネスルームは部屋自体が密になるということで換気というものが重要になってくるわけなのですけれども、換気をする際には当然虫等の対策もする必要があるのですけれども、定期的な換気のために網戸をこのたび設置したいというところでございます。

大規模改造のときには、今言いましたように空調を重視して換気というところまでは考えが及んでいなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 全体的な事業の周知方法としまして、まず報道機関につきましては今回の事業等への情報提供をさせていただきたいと思っております。また、商工会等の関係機関におきまして情報を周知させていただいて、各中小企業の皆様にお知らせいただくような形、またホームページ、広報等で住民の方等への周知ができるような形をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 直近の答弁から。先ほどの周知ということでありますけれども、商工会の関係機関、よく商工会が出てくるのですけれども、加入率を考えると少ないので、特に店を構えずに自宅でされている方もありますし高齢者の方もいますから、その点は回覧まではいかなくても漏れがない状態にしていけないと、ホームページにしてもみんなが見れる状態にあるわけでもありません、そういうことからもう少し広報の仕方を考えて工夫をしていただけたらなと思っております。



それと、先ほど小・中学校の関係でネッククーラータオル、これ個数が聞こえなかったのですけれども、再度。

(「8,000」の声あり)

8,000ということで今サインがありまして、8,000ということはかなりの数ですので、結局児童・生徒1人ずつに配布をされる予定なのではないでしょうか。

それと、この夏休みが前段休みましたので短くなるということで熱中症対策、そのネッククーラーももちろんそうですけれども、小・中・幼、この太子町内のそういうところに対してネッククーラータオルだけではなくほかの熱中症対策も必要かと思うのですけれども。私が保護者から聞いている中では日傘とか帽子とかそういうこともこの暑い中は紫外線を遮るためにそういう要望もお願いしたいということも聞いてきました。

今回、ネッククーラータオルが個人個人に配布されるのですけれども、学校園でほかの熱中症対策で考えていることがありましたらお示してください。

それと、今回財政調整基金がここに載っている分で4,100万円ほどですか、1ページに載っておりますが、この財政調整基金の関係ですけれども、5月臨時会で債務負担行為としてあったものが今回交付金で措置をされるということでそれは大分助かったかなと思うのですけれども、一般質問でも吉田議員からありましたこの財政調整基金に対する考え方、どこまで今後2波、3波と来るたびにちょっとずつ崩すようなことがあったらほんまに歯どめがきかなくて、この財政調整基金は41市町中でも31番目という残高としては少ないこの太子町においてなかなかこの指標を設けることが難しいという答弁でしたけれども、どこまでかというのは決めておかないと、このときは1,000万円とかこのときは3,000万円とかということが今後コロナも長いことかかると思うのです、まだこれから1年ぐらいはあるかなという中で太子町としてもしっかりとした考え方を持っておかないといけないと思いますので、それについての再度考え方をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私からは、熱中症対策の関係ですけれども、これは議員の有志の方、あるいは福祉文教常任委員会からも熱中症対策をきちっと対応してほしいというようなことの要望も出ておりますし指摘も受けております。その関係で生徒指導担当者会を町内で開きまして、そういう傘、あるいは帽子、あるいは帽子の後ろに襟がついたもの等々、そういう柔軟な対応で、子供たちが部活動に入っておりますら部活動で着ている帽子とかそういう多くの子供たちが今やっている熱中症の対策の柔軟な対応で今認めていくということで生徒指導担当者会、あるいはこの本日午後に校園長会がございますのでその辺で周知徹底を図る、同時にこの熱中症対策につきましては傘とか帽子とか、それからネッククーラータオルとか小学校1年生から中学校までということになると非常に趣味趣向も違いますので選択して買うという方法もあったのですけれども、この本日議決をいただいた後、具体的に対応していくとなったときに7月20日前後で配布ということ、具体的に子供たちに配布していくということになるとタオルしかないのかなということで、そういう選択肢じゃなくてタオルということで1人2本させていただくと。

同時に、総務部長からありましたように避難所運営にかかわって、そういう予備も同時に私どもで一括で購入しますと安価につきますのでそういう対応をさせていただいたというところがあります。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 財政調整基金につきましては、先日お答えさせていただきましたが目安を設けるというのはなかなか難しいものでございます。今回、第2波、第3波に備えてとい

うお話もさせていただきましたが、東京都でも次々と施策を打たれるに当たりまして財政調整基金をほぼ全額使っているというようなことでございます。

確かに感染が発生しますと底なしに対策経費を必要としますが、当町におきましては現在の保有高が多くない状況でございます。こういった交付金が今回算定されました結果、幸い財政調整基金を確保することができた内容になっておりますけれども、必要な経費につきましては当然充当していく必要がございますし、持続可能な財政を運営していく上においては次年度以降のことも考えながらということになります。

ただ、緊急事態という部分にこの財政調整基金というものは備えることになっておりますので、現状の額を維持することがまずは好ましいのですけれども、必要に応じて今後対策経費は随時充当を考えていきたいと思っております。基準を設けることについては、他市町の動向も見ながらこちらも検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 まず、議案配付と同時に非常に見やすい資料を添付していただいております。

その中で、予算書というよりはそちらでしたほうがわかりやすいと思うので、私からは事業者への支援というところの項目について数点御質問させていただきます。

まず、あすかふるさと応援商品券事業についてなのですが、先ほどほかの議員からも質問があるのですが、違った視点で、まず住民の視点として今回世帯主約1万4,000世帯に各1万円、約1億4,000万円ということなのですが、これ考え方を変わると、例えば住民3万4,000人に対してということであれば約4,000円ずつを配布するという方法もあったかと思うのですが、その中でひとり暮らしの世帯と、例えば家族が多い少ないというところで不公平感が出ないのかというところの世帯主に配布するというふうにした考え方をお伺いしたいということと、次は事業者の目線としてです、参加できる事業者の対象について売り場面積でされていると思うのですが、これ例えばチェーン店であっても売り場面積が小さいところもあると思うのですが、そういったところのどういうふうな差別化をするのか、差別化といいますかどういふ部分が共通券と専門店券の違いになるのかということ。

あとは、これ実際ほかの地域で聞いた例なのですが、事業者側です、商品券を使っただいてそれを換金すると思うのですが、その入金サイトが遅いことで一時的にはあるのですが、手元から現金が消えると、その中でタイムラグが出ることで資金繰りが悪化する。このコロナ禍で、例えば飲食店においては非常に今厳しい状況の中で仕入れをするのに現金がなくなり、売り上げは立つのだけれども現金が手元にすぐ入ってこないというこのジレンマがあって、逆にこの商品券を利用したくないという声も他の地域では出ているということ聞いています。

そういうふうな町内の経済を活性化させるということでの今回の策のはずなのですが、かえって事業者に負担が行くようなことがあってはいけないと思うのですが、そういう部分についてくれぐれも素早く換金できるような仕組みを求めるとは思うのですが、その入金サイトをどれぐらいで考えておられるかということと、従来のプレミアム商品券と同じような形でいいのか、それとも今回特別にこのコロナ禍だからということで特別にスピード感を持ってされるのかということをお伺いしたいというのが、まずこの件について。

次は、経営継続支援家賃給付金事業についてなのですが、この受給できる対象が国に倣

って3分の1というところなのですけれども、ごめんなさい、ここだけは確認なのですけれども、まず町内で営業していればいいのか、要はお住まいが姫路市の方であっても対象になるのかということと、あとは家賃なので建物を連想しますけれども国を見ると借地もオーケーというふうになっていますが、太子町においては借地もそこは支援をしていくのかということです。

続いては、経営継続支援緊急対策利子補給基金積立事業についてなのですが、上限額が3,000万円から4,000万円に拡充予定であるということですのでそのこと自体は問題ないと思うのですが、具体的な部分としましてもう既に始まっています6月議会で議決した分についてなのですが、町の利子補給のホームページの概要を見ますと上限額が3,000万円で、注意事項の中に「複数の対象融資を受けている場合、または同一融資の追加融資を受けた場合はその1つのみが対象である」ということの記載があります。

このあたりは、要は3,000万円から4,000万円に拡充したことで、例えば追加融資を受けられた方が、そこもルール改正があるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今おっしゃっていたのは記者会見の資料ということでよろしいでしょうか。

まず、1点目の商品券の件でございます。

なぜ世帯にしたのか、人口でいけばいいのではないかという理由でございますが、これにつきましては当然お一人幾らということも考えました。今回、世帯について全世帯にしようという理由でございますが、今回大型店の共通券と小売店専門の専用券、二通りします、プレミアム商品券のときもそうでしたけれどもそれぞれの一覧を作成します、その世帯にまずは町内にどういったお店があるのか、またどこで使おうか、それは個人個人にという話もありますけれども世帯の中でお話しただけのいい機会になるのではないかと、これ家族のこともございますけれども、それらのお話をさせていただくことが、まずどんな事業所があるかというのをPRさせていただく、それから家族の中でどこで使おうかを話していただく、こういった利点を踏まえて世帯にさせていただきました。

もしそれぞれ個別にということ、個人でといいますか人口一人一人ということになりますと10万円の定額給付金とそう変わらない事業になると思いましたので、世帯とさせていただいております。

それから、事業者について区別をどうするのかということでございますが、今現在売り場面積で考えております。売り場面積が1,000平方メートルを超える部分を大型店、それからそれ以下についてを小売店といいますかそちらの専用券で使えるようにしております。今現在考えておりますのは、大規模店といいますかそちらが17店舗であろうと考えております。

それから、3点目の入金がどういった感じになるのかということでございますが、実際10月1日から期間を12月31日までと予定しております、3カ月と短く今回させていただいております、事業者さんへ行き渡るように、生活支援にもすぐに使えるようにということで3カ月とさせていただいております。

今回、当然使用されたところの事業者から当町に使用の実績が参ります。そこから月2回、入金をさせていただこうと考えております。若干遅いと言われるかもわかりませんが、一応当町でできる限り考えましたのがこの月2回が限度かなと考えております。

続きまして、家賃制度の件でございますが、国の家賃制度、支援制度に基づいての当町の支援制度でございますが、姫路市に住所があっても町内に店舗があれば対象とします。逆に町内にお住まいの方であっても町内ではなくて他市町に店舗があられる方は対象外とさせていただきたい

と思っております。

それと最後に、利子補給の件でございますが、今3,000万円から4,000万円に変える予定で決裁をとっております。その中で、融資3,000万円についても運転資金として1つの融資に限るとさせていただきますという実施要綱というのをごらんいただいたんだと思いますが、その改正を行います。例えば、3,000万円の運転資金を4,000万円にする際は二通りあります、1,000万円のそれに対する追加と3,000万円自身を4,000万円に、いずれも追加と認めるルールとさせていただきますように今決裁中でございますし、もう間もなく要綱の告示をさせていただきます予定にしております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 利子補給につきましては、金融機関の関係者にいろいろ話を聞いていても、国の制度が変わったので追加融資をということで逆に金融機関から営業をかけるというかお話を持っていかれているような状況ですので恐らく今後増えてくるんだろうなということが想定されますので、申し上げたのですけれどももうまくルール改正していただいて、ぜひ事業者に寄り添った形で制度を活用していただきたいなというふうに思います。

その他についても御回答はいただいたのですけれども、ごめんなさい、家賃の件は借地でもありかどうかというのは明確な回答はなかったのですけれども、国に準ずるとということで借地もありということで認識させていただきました。

あとは、あすかふるさと応援商品券について申し上げたのは、考えを言うたらあかんのであれなのですけれどもほかに各世帯に配れば経済対策としては有効な手もあったんじゃないかなという意味でお伺いしたのですけれども、これも各世帯でうまく使ってくれと、分散してくれということだということで認識しましたので、その確認でした。

結構です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 3点だけお聞きいたします。

まず最初に、あすかふるさと応援商品券に関してなのですけれども、これは生活支援になると同時に町内の事業者も支援できるし町の経済も活性化できるということでこういった施策は非常によいと思いますけれども、1億4,000万円というふうに今なっていますが、商品券という性格上、これは使われて初めて支援になる性格のものだと思っております。

ですから、半分しか使われなければ7,000万円の補助にしかない、支援にしかないわけですから、先ほども出ていましたが広報といいますか住民に対してもこれが町の経済の活性化につながるのですよというそういったような観点での意識づけとかキャンペーンとかというものが要だと思っておりますが、この予算化されております1億4,980万円中の980万円というのが実際にかかるお金以外のものだと思うのですが、この中にそうした広報費というのは含まれて考えておられるかどうかというのがまず1点です。済みません、先ほどの14ページでした。

それから、次も14ページなのですけれども、スクールサポートスタッフ、これは学校で再開に係る業務の増加ということを言われていて、恐らく消毒でありますとかそういったようなことだと思うのですが、これは一時的なものとして計上されたものなのか、今後もそういった感染症対策という意味で消毒というのは今まで以上にポストコロナ社会の中で必要だからということで今後も継続して必要な予算なのか、そこについてお伺いいたします。

それから、3点目です、16ページですけれども、先ほどルーターの通信料についての話がございまして、1月から3カ月分ということで予算計上された。これは公教育という性格上、公平

にこういった通信環境が整っていない家庭でも公平にやるというそういうことだろうと思いますが、これも3カ月というのがとりあえずの措置なのか、今後もずっと継続的に必要というふうに考えておられるのか、その点について、以上3点お伺いいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず、1点目のあすかふるさと応援商品券の件でございますが、1億4,000万円の残り980万円強の分でございます、その中に広報費といいますか実際にはプレミアム商品券を平成29年等にやらせていただいたときに実際応募いただいた事業者の皆さんに対してもう一度この制度の登録をお願いできませんかというようなことは通知はさせていただこうと思っております。当然、商工会も含めまして、それから先ほどお話がありました広報、それからホームページ等、当たり前ですけれどもそれらも踏まえて周知を図っていきたく思いますし、当然世帯の方々については簡易書留でどなたかがお受け取りになられると思っております。あけていただきますと当然商品券が入っていて、何に使うかと読んでいただきたいと思っておりますが、できる限り、100%は多分無理ですがそれに近い使用率をお願いできたらなど、目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず1点、スクールサポートスタッフの件でございます。

今回、計上させていただいておりますのは今年度に限ったの予算でございます。コロナウイルスの感染症の状況がいわゆる季節的なインフルエンザウイルス並みの状況に変わらない限り、学校園での消毒というのは必要になってこようかと思っております。

後のこのルーターの件も同様なのですが、こういう新たな需要についての国あるいは県の補助ということについては引き続き継続的にお願いしたいということについては要望していきたいと思っております。当然、状況が変わらない限り、来年度につきましても消毒等に係りますスクールサポートスタッフについては配置を考えておるところでございます。

もう一点のルーターの件も一緒なのですが、とりあえず今年度の1月から3月ということで計上させていただいておりますが、おっしゃいましたとおり学習機会の公平ということと考えますと、来年度も状況的に変わらないということになりますとその学習機会の保障という面での通信費についても新年度予算では計上する必要があるかというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、この新型コロナウイルスの扱いが変わらない限り、教育委員会といたしましては継続的に要員、また予算については計上したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 了解いたしました。

最後に、内容から離れるかもしれませんが、今回は非常にわかりやすい参考資料がつけられてございます、これは非常に助かりました。これは非常に大切なことでありまして、双方がよく理解した上で議論すると時間も短縮になりますし内容も深いところまでいけると思いますので、今後もぜひこういった取り組みは続けていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。その点だけお聞かせください。

○議長（藤澤元之介） 答えられますか、質疑とは離れますけれどもよろしいですか。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） 本来、この審議資料の中では議会にお出ししている分としては参考資

料として出させていただいているところが議案の審議をしていただく部分でございます。今回、事前にお渡しさせていただいているのは記者報道関係に出させていただきます資料でございます。毎回その資料を作成しているわけではございませんので、毎回出させていただきますということについてはできないということになります。今回のやつはコロナ対策に対して報道へ情報提供をさせていただくということで作らせていただいたものでございますので、毎回出させていただきますことはできないものであるということです。

○議長（藤澤元之介） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午前11時55分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 済みません、14ページのところのこの経営継続支援持続化給付金とかのところですけれども、20%から50%、これは国の基準の50%がもらえなかった人がもらうということになってくるわけやね。これ、全体的には本当に困っている人がこういうことの施策については非常に喜んでいてはありますが、この辺が中にはそれに便乗して過去空前の利益が出ているのに50%一旦売上げが落ちたというようなそんな矛盾が出ておるのです。それは多分皆さんまだわかっていないかもしれませんけれども、実際そういうのがあります。

そういうことについて、これは国の基準でやられているということかもしれませんが、今後その辺のところについてまた考えていく必要、これを今さら基準を変えましょうということまでは言えませんけれども、そういうことを考える必要があるのじゃないかなということ意見聞かせていただきたいと思います。

それから、16ページ、小学校、中学校でこれ熱中症対策と言われているのですけれども、この熱中症対策で学校の水道水を飲んではいけないというような先生が指導しているということで、実際軽い熱中症になった人がおるのですけれども、水道が悪いのか先生の指導が悪いのかその辺、それやったら熱中症対策、そっちのほうをやるべきじゃないかということでひとつ答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 持続化給付金、国のほうです、実際に利用者の不正もあるというようなことでネットでも確認はさせていただいて、実際弁護士等が調査に当たられていらっしゃるようにお聞きしております。

当然、当町におきましては国の持続化給付金の対象外の方をさせていただきますし、県の補助金がらみ、こちらについては情報がいただけますので、それについてはチェックをかけようと思っております。ただ、国の情報につきましてはチェックをかけるもとの資料をいただけませんので、それにつきましては国でしっかりと対応いただきたいと考えております。

ただ、実際に実施要綱で当町でも調査をできることとする要綱を定めようと考えております。その時点になって、もし情報等があればお願いできたらなと思います。

それと、もう一点の水道の件につきましては、当然当町の上下水道事業所では安心・安全な水を供給させていただいておりますので、御安心して飲んでいただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 熱中症の対策の1つとして適宜な休息、あるいは水分補給というのがあります。今回、私も学校からも、また保護者の方からも御指摘を受けておりますけれども、学校は水道水をじゃぶじゃぶ飲んだら生水なので、生水というよりきちっと薬剤師が定期的に検査をし安全上は何ら問題はないということがもちろん前提なのですけれども、水をどんどん飲んでも健康上いかなものかという行き過ぎた指導の中で、子供たちが今家から水筒を持ってきておりますけれども、水筒、小さい子供の場合は1つ持ってくるのがやっとなので、大きい子の場合は2本水筒を持ってきて、1本飲んだら2本目の水筒を飲んで学校の水道水を飲むということは少ないのですが、今回起きた事案につきましては水筒が1つでそれを飲んでしまったと、その後、水を飲んだらあかんということで水を飲まなくてそういう熱中症にかかるような状況が起きているということで、教師の行き過ぎた指導の1つではないかなと思っております。

学校へも水道水、きちっと薬剤師の点検も受けておりますし衛生上何ら問題はありませんので、そういう場合については飲む量とかも考えながら水道水は問題ないということで指導もしておりますので、教師の行き過ぎた指導の1つということで指導をさせていただきましたので、今後十分校園長会を通じて水道水の吸飲の仕方、あるいは水筒がなくなった後の対応等々についても柔軟に適切に対応していけるようにしておりますので、今後気をつけていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 先ほどの持続化給付金のことでございますけれども、これ実は不正ではないのです。1カ月だけ売り上げが50%落ちたら持続化給付金がもらえるのです。企業なんて50%ぐらいいつでも落ちる、その月だけ落ちるとことは間々あるわけです。それだけ落ちたけれども、翌月からまたもとに戻ってそれ以上の売り上げになって結局物すごい利益が出ているというのが実態なのです。そういう人なんか持続化給付金をもらわなくても十分利益があるわけですから、それでもやっぱり2分の1になったからといって下さいということで出された、これはもう出さざるを得ないと思うのです、これは当然そうだと思いますけれども、そういう矛盾があるのでこの制度自身も考え直したほうがいいんじゃないかということで申し上げておりますので、よろしく。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 今、議員御指摘の関係につきましては、きのうの新聞でした、神戸市は既にもう今回のコロナの関係で検証とか出されておりますし、県も8月上旬を目指して今検証とかを考えているところでございます。

国に対しまして、県を通じてそのようなところの矛盾というところのこの制度の矛盾等々です、第2波、第3波、まだまだ来年以降どうなるかわかりませんので、こういう点があるということは御提案をまた申し上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 1点だけお聞きいたします。

14ページの消防費のところの款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節11需用費で町内でクラスター等の患者が発生した場合に備えて防護服及び立体マスク等を購入するという提案だったと思いますが、この立体マスクというのはN95のことでございますか。それと、フル装備をする資材を購入するということは、その使用用途をどのように考えての購入でございますか、例えばPCRセンターを設置して医療機関の医師の装備としてそういうものを備品として購入してい

るのか、どういうものを想定された上で購入されているのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、立体マスクでございますけれども、立体マスクにつきましてはKN95、またはN95がもし手に入ればそちらがいいとは思いますが、KN95を想定しております。

また、次のクラスター等が発生した場合の対応としまして、防護服、シューズカバー、立体マスク等々を購入するものでございますけれども、想定される対応としましては各施設におきましてそこでクラスター等が発生したときの消毒作業等を実施するための防護服等でございます。また、老人福祉施設、社会福祉施設等でクラスター等が発生した場合に、その職員の方への防護服等の支給等を考えた上での対応でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今、消毒等に用いるための備品であるというふうに回答がございましたが、クラスターが発生しますと患者が次々出てくるというところの中で、医療機関を受診をする患者に対する医療機関への資機材の提供であろうとかそういったようなところの用途というふうに私は理解をしていたのですけれども、もう一度、そのところの目的ではないのかどうかということをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） この備蓄につきましては、実際に老人福祉施設、社会福祉施設等々、小・中学校についてもそうですけれども検討している中で、また医療機関からそういう機材の不足等の要請がございましたらそれらについてはその都度検討した上で支給するような手だてができるのかどうか考えていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、まず大型扇風機の関係で総務部長が答弁されましたが、納入予定日が不明というふうな答弁であったというふうに私はとっていますけれども、まず私はこれはおかしいと思うのです。もう見積もりをとる段階で当然在庫や納入時期について普通なら話が出ておるはずですよ。まさか本日のこの補正で否決するような状況などあり得ないのであるのですから、もう少し小まちな答弁をすべきだと私は思いますが、いかがですか。

それから、網戸について見積もりを既にとられておるかもわかりませんが、今後、見積もりを町内業者優先にとったり、また町内業者にも声をかけたりされておると思えますけれども、できれば施工に関しては町外の方が安くてもやっぱり町内の業者にある程度話をして、網戸にかかわらず町内業者に施工をしていただくような方向で持って行っていただきたいと思えます。

次に、妊婦給付金について、私も何度か声を出しましたがけれども、先日もたつの市が5万円とされたようです、県内では高砂市、加東市がいち早く5万円給付を決められて、また県外では多くの自治体が10万円給付を実施されております。まだこの給付の件については手つかずの自治体がおられますけれども、5万円という金額を決めるに至った経緯について説明を願いたいと思えます。

私の家におきまして、1歳とゼロ歳の子がちよろちよろはったり歩いたりしておりますけれども、その子たちは10万円いただいております。4月28日以後に生まれた子と1歳とゼロ歳の子



は何にも変わらないと思います。それで、その点についてお答えいただきたいと思います。

次に、資源ごみ集団回収運動の奨励金……。

○議長（藤澤元之介） 清原議員、ページ数をお願いします。

○清原良典議員 12ページの款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金、資源ごみ集団回収運動奨励金2円アップですけれども、これは上げたように、当然上がっておるのですけれども、もともと太子町は5円で始まっておるのです、始まったのは皆さん御存じのことだと思います。もとに戻っただけで、当局はもっともっと現状をよく把握、市場単価がどうであるとか把握すべきであると思います。

先日、東本町自治会で子供不参加で大人ばかり30人超えの人数で実施をして、非常に良識のある間屋をお願いをして引き取っていただきましたけれども、結局最終的に9,000円、それで町に申請をして奨励金が7,000円ぐらい、この中で私は自治会役員と相談をして子供会に1万円を差し上げたという形をとったのですけれども、これも本年の3月末から4月に行事を行う予定であったやつが学校からの指示で先日行ったわけです。総重量的に2カ月半遅れますと例年の半分、各御家庭が無料のバツカンに処分した方が多かったようです。その上、皆さんもニュースで御存じだと思うのですけれども、日本のぼろ布はインドネシアに輸出をして、まあまあな単価で引き取りをさせていただいておったのですけれども、これもコロナで輸出禁止、それで実態はマイナス、お金を払って業者に引き取っていただいているのが現状です。

教育委員会、よく聞いてください。9月に入れば、小学校単位で子供会に集団回収を実施してくださいとのことですけれども、春に廃品回収をされた自治会でも0円で引き取ってもらっている実態が数多くあります。これは実際に本当に調べてください。0円で引き取っていただいて、春のことやから奨励金は3円、今からさらに古紙の引き取り単価は下がるとの見通しであって、引き取り業者が値段を下げた場合、この奨励金3円が5円になるのですけれども、引き取るときにキロ3円くれとかキロ5円くれとかというふうになっていくのがもう目に見えております。そうなれば、もうこの集団回収をする意味も価値もない。

学校は簡単に安いというのがわかっているの危険を冒してまで実施しろと言う、現状ではそういうふう聞き取れるのですけれども、いつそのこともう3円、5円やったらやめとったらどないですか、本当に。3月の予算委員会あたりからこの奨励金については宍粟市が10円、たつの市が一時期10円やったんやけれども下げて現状は8円ということで、まずこの辺を是正せんと、9月に実施したわ、お金払わなとってもらわれへんわというふうなことになれば大変なことになります。

確かに家に置き場がなくてしてもらわんと困ると、無料のバツカンに持っていくことができんという御家庭もあるかもわかりませんが、実態がこういうことであるのでよく検討されて方向性を決めていただきたいと思います。2円上げていただいたことには気持ちよく賛成はさせていただきますけれども、早急に8円や10円に次に上げるのか、本当に実態調査をよくされて今後の行動を決めていただきたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 清原議員、発言のときにはマスクをよろしくをお願いします。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目の大型扇風機の発注についてでございますけれども、実際にその大型扇風機につきましてはかなり大きなもので一般的に出回っているような扇風機ではございません。そうなりますと、どうしても業者で注文が来てから製造するというようなところとなります。また、注文の数によりましていつになるか明確にできないというところでございます。

実際に議決いただきましたら、その後で指名競争という形で何者かから見積もりをとるとなりますと、どうしてもいついつまでにとということが今の時点でなかなか言えないということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まず1点目、妊産婦の支給額についてでございます。

太子町としましては5万円というふうに計上を今のところ予定をさせていただいております。清原議員御紹介いただいたように、たつの市、あるいは上郡町、あるいは加東市、高砂市、私どもは今現在市町単独で給付事業をされるところ一律皆さん5万円というふうに伺っております。近隣で申しますと、宍粟市、佐用町、赤穂市、相生市は今のところ考えていない、今後のことはわかりませんが私どもが調査した中ではそういう状況で、近隣の市町の状況も判断させていただきながら金額を、もちろん町独自ではございますけれども5万円という形で予算を上げさせていただいております。

臨時給付金の国の制度として1人当たり10万円、あるいは国が全国統一的にやられた制度でございます。ずっとずっと永遠に続くわけではないので、どうしてもどこかで期限というのを切らせていただくという形で国では4月27日現在の住民票という形でございます。

私どもの今回の妊婦につきましても、一応今年度末、3月末の出産予定の方々という形で、いずれにしましてもどこかで期限を切るというのは制度上、この給付金、新たな給付金を使つての制度設計の中で議員の皆さんの有志の提案の中でもそういった妊婦に対して、今回は妊婦さんに対しての給付という形、1人当たりじゃなくてまだお生まれになっていないという状況を踏まえての5万円という設定をさせていただいたところでございます。

次に、資源ごみの回収の奨励金についてでございます。

実態調査をしっかりと行ってほしいという御意見もいただきました、私どもでも先ほど布のいわゆる逆ザヤと申しますかマイナスというのも既にもう5月の時点で0円のところもあればお金を払わないとだめやというところもあるというふうに、その点は承知をさせていただいております。

御紹介いただきましたように、もともとの開始は私が聞いていますのは平成10年4月に4円から始まって、平成11年には5円、ただ買い取り価格が上がりましたので町では平成20年4月に4円に、平成29年4月には買い取り価格、業者の買い取りが上がったときには3円という形で来ました。このたび買い取り価格が下がってきている、そういう状況でまずは今までで一番高かった5円に戻させていただいたところでございます。

私どもでも近隣、先ほどたつの市、宍粟市の単価がございました、まずはこの5円にさせていただいて、この状況がもっと続くようであれば、何も太子町は最大は5円だというふうに決めておるわけでも何でもございませぬので、状況を見ながら、また次のステップで年度内においてもまた単価を調査しながら必要に応じてアップしていこうというような話はさせていただいているところでございますので、買い取り価格等を見きわめながら次の判断をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

私からは以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 2点、1点は先ほど生活福祉部長が答弁させていただいた関連でございますが、リサイクル運動は御承知のように主に子供会が中心となつてされているところが多いと思います。リサイクル、物をリサイクルするというそういう意識を子供に持っていただくということについては教育委員会としては当然そういう教育というのを進めていきたいというふうな

ことは思っておりますので、全くなくしてしまうということについてはいかがなものかなという気がいたしております。

補助金の額については、先ほど生活福祉部長が答弁されたとおり金額については十分にこちらでも協議をさせていただく場に少しお話をさせていただくのも1つかなというふうに思っております。そこら辺についてはよく調整をさせていただきたいと思います。

それから、網戸の設置についての業者につきましては、今申されました点について十分に認識をしております。地域経済の活性ということにつきましても、そういう点からも金額の比較的少額な工事につきましては町内業者を中心に施工をお願いするという姿勢を持っておりますので、十分に認識をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時24分）

（再開 午後1時30分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第5 議案第54号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第5、議案第54号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第54号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域経済や家計への対策として、水道料金の基本料金を本年7月検針分から4カ月間減免することについて水道事業会計補正予算（第1号）で議決いただいているところですが、国の第2次補正予算の成立を受け、減免期間をさらに2カ月間延長し、基本料金の減免期間を合わせて6カ月間とするものでございます。

1ページの第2条におきまして、収益的収入の第1項営業収益を2,871万円減額し、第2項営

業外収益を2,871万円追加し、これに伴いまして第3条の他会計からの補助金を7,326万9,000円に改めるものでございます。

内訳としましては、4ページをごらんください。

事業収益につきましては、営業収益、水道使用料において基本料金2カ月分の相当額2,871万円を減額し、事業収益の減額分を補填するため一般会計補助金2,871万円を追加しております。

今回の補正は収益の財源を組み替えるものでございますので、支出の補正はございません。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（藤澤元之介）** 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

**○上山隆弘議員** これについて質疑いたしますが、コロナの感染症の拡大ということで2カ月延長すると、国がそういった対応をしたから2カ月延長するという考え方で、主体としてはこれをどのような状況でどういう判断でもって今後また延長することも考えているのか、どういう条件であればこの期間というのをさらに延ばすこともあるのか、あるいはまたこの基本として水道事業の会計を減免するという措置をいつまで続けるんだと、目的をある程度どこまで達成すればどうだということは町としてはどのように考えているのか説明をいただけますか。

**○議長（藤澤元之介）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（森川 勝）** まず、国の通知なり指導なりによってこの水道料金を、基本料金なりを減額するものではございません。交付金をどう活用して生活支援、また事業支援に充てていくか、これを検討した結果、生活支援として水道の基本料金を減額しようというものでございます。当町として交付金を利用して一般会計の生活支援という観点から水道料金を減額して、今回一般会計から補助金をいただいて、うちの自主財源であります水道料金を減額して一般会計からの補助金を増額したということでございます。

2点目ですが、いつまでするのかというようなことでございます。

実際には今当町が考えていますのは、このたびの2カ月分の追加、6カ月で終了と考えておりますが、これから第2波、第3波が来た場合、その交付金がまたどれぐらい来るのかに依じてまたこの水道料金の減免をもう一度やるのかは再度検討する必要があると思っております、今現在はこれで終了ということで考えております。

以上です。

**○議長（藤澤元之介）** 上山隆弘議員。

**○上山隆弘議員** もちろん住民の方々から寄せられている声においても大変助かりますといった声も受けてはおりますが、水道事業にかかわる未来的なことを考えますと果たして減免をしていくことがいいのかところも若干ひっかかりはありますし、その状況の交付金の対応に合わせてそれに準じる形で太子町の主体を欠くような形で考えなく進めているような状況であってはいいいのかどうなのかということも気になるころはございます。

未来的な水道事業のことを考えると、やはり受益者の負担としてしっかりと確保しておくということも必要ではないかというそのあたりの判断をどう捉えておるのかということをもう少し説明いただけませんか。

**○議長（藤澤元之介）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（森川 勝）** 水道事業会計、当然企業会計で行っております。自主財源であり

まず給水収益につきましては当然今後、今現在でももう貯金に当たります額はかなり少なくなってきております。当町におきまして、いずれそう遠くないうちに料金改定が必要だとも考えております。県内でも水道料金、平均的に20立米を考えますと県下でも今現在41市町中6番目に安い市町でございます、当然後々を考えて経営が悪化しないように料金改定も踏まえた検討が必要であろうと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そのあたりの議論がしっかりとなされているという状態であるということを確認したいというところでございますので、引き続きお努めいただきたいというふうに考えます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほどの部長の答弁で大分わかったのですが、一般会計からでも今回の第1次補正、また第2次の関係でも担当課からいろいろと意見を収集しながらどれが町に、また中小の商工にいいのか考えるんだと言われていましたけれども、このたびのこの水道会計に一般会計から繰り入れて行われるこの事業ですけれども、これは担当課から声が上がったものですか、それとも町民のニーズが多かったからとかそういうことでこの事業を決められたのでしょうかが1つ。

それと、計算をすればわかるのですが、結局4カ月から2カ月延びてその総額、町民への個人個人というか1世帯当たり以前は3,960円と言っておりましたけれども、今回2カ月延びたことでの総額についてお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず1点目の今回の2カ月の延長は町民の声をお聞きしてということかどうか、それとも中での調整かということでございますが、当然町民の意見からも受けておりますし、あとは交付金の使途状況をどうするか、全体の枠が来ましたのはもう直近でございましたのでそれをどう割り振るかというお話もありましたので、中での調整、最終調整の結果、合計で6カ月、平均的といいますか最も多いのが県下の各市町でも6カ月というのが多うございました、そこへ落ちつけたというところがございます。

これが1点と、2カ月の減免の要するに町民の皆様へ還元する金額でございますが2カ月で1,980円になります。4カ月で3,960円ですので合わせて5,940円、6,000円弱の減免になるということになります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 これについて、賛成の立場から討論をさせていただきます。

水道料金を減免するというような状況というのは通常では考えられない状況にあります。しかし、このたびコロナのこういった状況から減免をされると住民にとってはありがたいところがございますが、こういった通常ではない状況の中からまたデータとして収集できるものがあるように考えます。水道の使用状況を改めて見直す上においても、この減免をされている中での使用状況というのは大変貴重なデータになるというふうに考えますので、これを生かしながらもきっかけとして改めて太子町の水道事業の進め方の参考にされたく、この取り組みがさらに太子町の水道事業の発展につながることを願って賛成といたします。

○議長（藤澤元之介） 続きまして、まず原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時43分）

（再開 午後1時43分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

## 日程第6 議案第55号 太子町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第6、議案第55号太子町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第55号太子町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について説明を申し上げます。

5月臨時会の令和2年度一般会計補正予算（第1号）において、新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受け、国、県が3年間利子補給する制度の上乗せとして、その後の2年間を町が利子補給する経営継続支援緊急対策利子補給事業について、本町の財政調整基金を財源として限度額8,160万円を令和5年度から令和7年度までで実施するという債務負担行為を議決いただいているところです。

今回の条例の制定は、このたび国通知により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取り扱いが変更になり、基金条例を制定すれば交付金対応とすることができることとなった

ため、利子補給基金条例を制定するものであります。

なお、この条例は経営継続支援緊急対策利子補給事業が令和5年度から令和7年度までを利子補給の期間としていますので、附則において令和8年3月31日をもって自動執行するよう規定しています。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第55号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午後1時46分）

（再開 午後2時36分）

○議長（藤澤元之介） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号太子町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第55号。付託年月日、令和2年7月9日。件名、太子町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。令和2年7月9日木曜日午後1時50分から午後2時4分。

審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①条例第2条にある「その他資金」とはどの質疑に、一般財源のことであるとの答弁があった。

②附則2の「この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う」とあるがその残額はどの質疑に、利子を含めて最終的には一般会計に繰戻すとの答弁があった。

③今回の補正額が8,160万円であるが、現在の申込件数はどの質疑に、20件来ているとの答弁があった。

④予想を上回る申し込みがあった場合はとの質疑に、上回る全ての利子補給を基金に積み立てるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいでしょうか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回太子町議会臨時会（第487回町議会）を閉会します。

（閉会 午後2時40分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件を滞りなく議了することができましたことは、町政進展のため、まことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

これからは日ごとに暑さが増してまいります。議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和2年第4回太子町議会臨時会（第487回町議会）が閉会されるに当たりまして御挨拶を申し上げます。

予算案件を初めとする重要案件について慎重なる御審議を賜り、適切に御議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。



審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいります。

新型コロナウイルス感染症による自粛も徐々に緩和され、これまでの日常を少しずつ取り戻しているように感じますが、今後私たちはウイルスと共存し、新しい生活様式をつくっていかねばなりません。特にこれから台風シーズンに向け、避難所等における3密を防ぐなど、これまで以上に複合災害に対する意識を高め、夏本番を迎える次第でございます。

議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 森 田 哲 夫

署名 議員 吉 田 正 之